

認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」「就労」「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

認定日本語教育機関



教師は全て
登録日本語教員



「留学」分野



「就労」分野



「生活」分野

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学する者のみです。

質の担保された日本語教育を提供

日本に生活する外国人等

外国人留学生

進学

大学・
専門学校

外国人就労者

就職

企業

外国人就労者の家族等、
その他の外国人生活者等

居住

地域

「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動（「聞く」「読む」「話す（やり取り、発表）」「書く」）や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、**多言語での認定日本語教育機関の情報発信**等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ**「日本語教育機関認定法ポータル」**をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」は
こちらから ➡

